

## I 認証評価結果

静岡大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準3-3-1及び基準4-3-1を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。

## II 章ごとの評価

### 第3章 教育方法

#### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目及び2年次配当の行政法、民事訴訟法、会社法に係る授業科目において、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせ、質疑応答や討論を行う授業が実施され、2年次以降の各総合演習科目において、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例を教材とし、議論をしながら進めるなど、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学

生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、1日に開講される授業科目数の抑制、各授業におけるレジュメ等の事前配付及び予習の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室、判例データベースの整備などが講じられている。

集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、平成21年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において、基準を満たしていないと判断された「44単位が上限とされていることに加えて、進級が認められた場合の再履修科目単位数について、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとされていることから、実際には44単位を超える履修が容認されている」点については、規則等の改正等により改善され、問題点は解消しており、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

追評価において基準3-3-1を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、授業科目「エクスターンシップ」及び「リーガルクリニック」においては合格・不合格の2段階評価、その他の授業科目においては5段階評価とされ、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において出席を加点要素としているものがあるものの、期末試験、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する説明の機会の提供、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、1授業科目において成績分布データが告知されていないほか、一部の授業科目の成績分布データにおいて正確な数値が告知されていないものの、履修者が5人以上の授業科目の成績分布データなど必要な関連情報とともに、期末試験期間終了後に1週の授業時間を設けて行われる「授業のまとめ」における講評において学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験について、1授業科目において期末試験と同一の問題を追試験ではレポートとして課し、その採点を合理的な理由なく本来の配点の9割としているものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、法学未修者についてのみ、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生

として修得した単位を含む。)をもとに、本法科大学院における基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目の授業科目の単位として認定することが可能とされている。単位の認定に当たっては、「教務専門委員会」においてシラバスなどをもとに授業科目の内容を審査した上で、「研究科委員会」において審議・決定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、入学時の教務ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、102単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計8単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 16 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 8 単位、展開・先端科目 20 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本大学人文学部法学科の定期試験問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28 単位を修得したものとみなしている。この 28 単位については、1年次の必修科目である 28 単位に対応しており、平成 21 年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「法学未修者の 1年次には、法律基本科目の必修科目として刑事訴訟法に係る 4 単位を含む 28 単位が開設されているのに対し、法学既修者として認定した者には、法学既修者認定試験において当該科目に係る試験が課されておらず、修得したものとみなされる単位数は 24 単位にとどまっていることから、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない」点については、法学既修者認定試験において刑事訴訟法に係る試験が課され、また、修得したものとみなされる単位数が刑事訴訟法に係る 4 単位を含む 28 単位となったことから、問題点は解消している。よって、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものである。

追評価において基準 4-3-1 を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素について、平常点として出席を加点要素としているものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績分布データについて、1 授業科目が告知されていないほか、一部の授業科目において正確な数値が告知されていないため、すべての授業科目において正確な成績分布データを告知する必要がある。
- 1 授業科目における追試験において、期末試験と同一の問題をレポートとして課し、その採点を合理的な理由なく本来の配点の 9 割としているため、追試験の出題及び成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

## 3 第 4 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。



<参 考>



## 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/houka/no6\\_2\\_jiko\\_shizuoka\\_h201103.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/houka/no6_2_jiko_shizuoka_h201103.pdf)

また、先の評価における評価結果及び、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文、自己評価書の別添として提出された資料一覧についても、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6\\_2\\_jiko\\_shizuoka\\_h201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_jiko_shizuoka_h201003.pdf)

評価結果 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6\\_2\\_shizuoka\\_h201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_shizuoka_h201003.pdf)